

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
計画変更年度	令和3年度
計画主体	赤村

赤村鳥獣被害防止計画（変更）

＜連絡先＞

担当部署名 赤村役場産業建設課産業振興係
所在地 福岡県田川郡赤村大字内田 1188 番地
電話番号 0947-62-3000
FAX番号 0947-62-3007
メールアドレス aka-s.sansin@vill aka.lg.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、カラス、アナグマ、アライグマ、タヌキ、イタチ（オス）、テン
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	福岡県田川郡赤村全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	被害面積 1.35ha 被害金額 1,434千円
シカ	水稻	被害面積 0.95 ha 被害金額 1,009千円
カラス	—	—
アナグマ、アライグマ、タヌキ、イタチ（オス）、テン	—	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシは村内全域に出没、被害も拡大している状況にある。群れで行動するため、一旦、農地を荒らされれば、耕作再開に多大な労力等が必要となり、農業者の営農意欲の低下にもつながっている。

シカについても水田に出没し、水稻の被害が多く出ている。発生時期については、ほぼ一年中出没し、被害地区については、赤村全域に被害が出ている。

カラスについては、ゴミ捨て場を荒らす等生活被害が多く出ており、夏野菜（スイカ、マクワウリ）や果樹（梨）等の収穫時の被害が懸念される。

アナグマ、アライグマ、タヌキ、イタチ（オス）、テンについては、家屋への侵入等生活被害が多く出ており、農林水産業においても被害が懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
イノシシ	被害面積 1.35 ha 被害金額 1,434千円	被害面積 0.945 ha 被害金額 1,003千円
シカ	被害面積 0.95 ha 被害金額 1,009千円	被害面積 0.665 ha 被害金額 706千円
カラス	—	—
アナグマ、アライグマ、タヌキ、イタチ（オス）、テン	—	—

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシ、シカ、カラスについては、銃器、箱わなによる有害鳥獣捕獲を田川猟友会赤支部に委託して行っている。 捕獲後は、猟友会が持ち帰り自己処理している。 アナグマ、アライグマ、タヌキ、イタチ（オス）、テンについては、小型箱わなによる捕獲を田川猟友会を通じて行っている。	猟友会の高齢化、免許保持者の減少により捕獲数の減少がある。
防護柵の設置等に関する取組	国庫事業を活用した侵入防止柵の整備。 使用済みノリ網等の斡旋による簡易なネット柵の設置。	国庫事業の整備地区以外は、個人での設置が多く、効果的な設置ができていない。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

イノシシについては、箱わな、くくりわなを増加し捕獲数の増加を見込む。銃器での捕獲については、従事者の育成につとめ、捕獲従事者を増やし捕獲にあたる。

シカについては、地域全体での侵入防止柵の設置等で被害防止に努める。また、田川猟友会赤支部と連携を取り捕獲体制の整備に努める。

カラスについては、民家の周辺に出没するため銃器以外での捕獲も検討する。

アナグマ、アライグマ、タヌキ、イタチ（オス）、テンについては民家の周辺に出没が多く、小型箱わなでの捕獲を検討する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

田川猟友会赤支部の会員で構成する有害鳥獣駆除班を対象鳥獣捕獲員に任命し、銃器及びわなによる捕獲を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 3	イノシシ	イノシシは、銃器での捕獲とともに箱ワナ、くくりわなの数を増加し捕獲する。
	シカ	シカについては、銃器、くくりわなにより捕獲する。
	カラス	カラスについては、銃器により捕獲する。
	アナグマ	アナグマ、アライグマ、タヌキ、イタチ（オス）、テンについて小型箱わなにより捕獲する。
	アライグマ	
	タヌキ	
	イタチ（オス）	
R 4	テン	
	イノシシ	イノシシは、銃器での捕獲とともに箱ワナ、くくりわなの数を増加し捕獲する。
	シカ	シカについては、銃器、くくりわなにより捕獲する。
	カラス	カラスについては、銃器により捕獲する。
R 4	アナグマ	
	アライグマ	アナグマ、アライグマ、タヌキ、イタチ（オス）、テンに

	タヌキ イタチ（オス） テン	ついては小型箱わなにより捕獲する。
R 5	イノシシ シカ カラス アナグマ アライグマ タヌキ イタチ（オス） テン	イノシシは、銃器での捕獲とともに箱ワナ、くくりわなの数を増加し捕獲する。 シカについては、銃器、くくりわなにより捕獲する。 カラスについては、銃器により捕獲する。 アナグマ・アライグマ、タヌキ、イタチ（オス）、テンについては小型箱わなにより捕獲する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
福岡県第12次鳥獣保護管理事業計画を遵守し、過去3年の有害鳥獣捕獲実績及び生息状況に関する情報を元に算出。			

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
イノシシ	150	150	150
シカ	150	150	150
カラス	50	50	50
アナグマ	50	50	50
アライグマ	100	100	100
タヌキ	50	50	50
イタチ（オス）	50	50	50
テン	50	50	50

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
獵期以外については、一年を通じて有害捕獲を実施しており、くくりわな、箱わな、銃による捕獲を行っている。	

(注) 1わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R3年度	R4年度	R5年度
イノシシ、シカ	ワイヤーメッシュ 柵 8,342m	ワイヤーメッシュ 柵 7,047m	ワイヤーメッシュ 柵 7,047m
イノシシ、シカ	ノリ網 610枚	ノリ網 600枚	ノリ網 600枚

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 3	イノシシ シカ カラス アナグマ アライグマ タヌキ イタチ（オス） テン	生息状況の情報収集及び被害防止対策の知識の普及と啓発。 赤村被害地区住民による活動を積極的に行い被害防除に取り組むと共に刈り払いによる緩衝帯設置。 赤村被害地区住民による活動により防鳥糸張りを一斉にすると共に放任果樹の除去。
R 4	イノシシ シカ カラス アナグマ アライグマ タヌキ イタチ（オス） テン	生息状況の情報収集及び被害防止対策の知識の普及と啓発。 赤村被害地区住民による活動を積極的に行い被害防除に取り組むと共に刈り払いによる緩衝帯設置。 赤村被害地区住民による活動により防鳥糸張りを一斉にすると共に放任果樹の除去。
R 5	イノシシ シカ カラス アナグマ アライグマ タヌキ イタチ（オス） テン	生息状況の情報収集及び被害防止対策の知識の普及と啓発。 赤村被害地区住民による活動を積極的に行い被害防除に取り組むと共に刈り払いによる緩衝帯設置。 赤村被害地区住民による活動により防鳥糸張りを一斉にすると共に放任果樹の除去。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

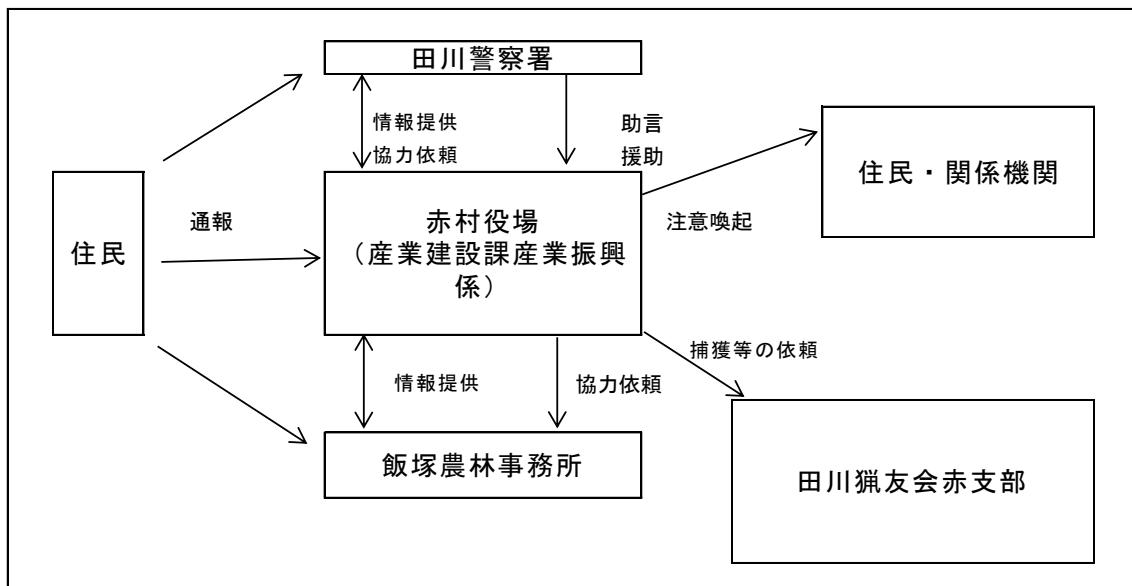
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
赤村	住民及び関係機関への注意喚起、隣接市町村への情報提供、田川猟友会赤支部と協力し、捕獲、報道機関への情報提供
飯塚農林事務所	地元赤村（相談窓口）へ目撃者等の通報内容を連絡、必要に応じ、福岡県畜産課へ連絡する。また、赤村から要請があった場合は、技術的な助言その他必要な援助を行う
田川警察署	住民の避難誘導等の安全確保、周辺の警戒、捕獲等を赤村と協力して行う
田川猟友会赤支部	可能な限り、追払い、又は銃器以外による捕獲に努め、銃器による捕獲は、最終手段とする

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

カラス、アナグマ、アライグマ、タヌキ、イタチ（オス）、テンについては埋設する。イノシシ、シカは食用に適するものは鳥獣捕獲員が持ち帰り、衛生面に注意して自家消費する。食用に適さないものは埋設する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

イノシシ、シカについては衛生面に注意して自家消費する。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	赤村鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
赤村役場	事務局 被害防止施策の立案 被害状況の把握及び調査
田川獵友会赤支部	個体数調整及び捕獲員の育成
赤村農業委員会（学識経験者）	被害防除に対する助言
赤村森林組合	被害状況の把握

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福岡県飯塚農林事務所	被害防除に対する指導・助言
田川普及指導センター	

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊は、村職員が中心となり、被害軽減や捕獲活動の強化に取り組んでいる。

実施隊設置人数（令和3年7月末現在）

村職員 2名

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害防止柵の設置等の取組をし、田畠への侵入を防止しているが、民家にも多くのイノシシ、シカが出没し、住民へ危害が起こる可能性が高くなっているため、獵友会との連携を強化し、通報があればすぐに駆除に行けるような体制づくりの取組を行う。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。